

令和8年度（2026年度） 融資制度のご案内

融資制度とは

中小企業の皆さんが金融機関から融資を受けやすいように、県が制度を定め、金融機関・信用保証協会がその条件に協力して貸し付けを行うものです。

売上減少等で資金繰りを改善したいとき

- ・令和8年熊本地震の影響を受けた
- ・令和7年8月大雨の影響を受けた
- ・令和2年7月豪雨の影響を受けた
- ・米国関税措置や中東情勢の変化の影響を受けた

➡ ①金融円滑化特別資金

小規模事業者で資金が必要なとき

- ・令和8年熊本地震の影響を受けた

➡ ②小規模事業者おうえん資金

新たに事業を開始する（開始した）とき

➡ ③創業者支援資金

事業活動におけるCO2排出量削減のための設備導入資金が必要なとき、県が定めている特定の事業に取り組むとき

➡ ④経営革新等支援資金

異業種の事業を開始する（開始した）とき

➡ ⑤新事業展開支援資金

短期の運転資金が必要なとき

➡ ⑥中小企業短期資金

事業承継を行う（行った）とき

➡ ⑦事業承継者おうえん資金

資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受け、事業再生等に取り組むとき

➡ ⑧経営改善資金
（経営改善・再生支援強化型）

台湾関連の事業に取り組むとき

➡ ⑨台湾関連ビジネス拡大支援資金

資材高騰や物価高、人手不足等の経営課題に対応するために生産性向上や事業発展等に取り組むとき

➡ ⑩生産性向上等緊急支援資金

財務状況等の定期的なモニタリングを通じて、経営力の向上等に取り組むとき

➡ ⑪経営力向上等緊急支援資金
（モニタリング強化型）

【お申込みできる方】以下の要件をすべて満たしている必要があります。

1. 熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者・中小企業団体等であること。
2. 県内で事業を営んでいること。
3. 借入目的と同一事業を1年以上営んでいること。ただし、次の(1)～(3)の場合を除く。
 - (1) 創業前又は創業後1年未満の者が熊本県創業者支援資金で融資を受ける場合
 - (2) 異業種展開前又は異業種展開後1年未満の者が熊本県新事業展開支援資金又は熊本県経営革新等支援資金で融資を受ける場合
 - (3) 事業承継後1年未満の者が熊本県事業承継者おうえん資金で融資を受ける場合
4. 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
5. 保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。ただし、中小企業活性化協議会等が再生計画の策定を支援し、求償権消滅保証を利用して事業再生を行う場合を除く。
6. 納期が到来した県税について滞納がないこと。

【中小企業者（小規模企業者を含む会社・個人）の範囲】 資本金又は従業員数のどちらかが基準を満たしていること

業種	資本金	従業員数	小規模企業者	業種	資本金	従業員数
製造業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下	ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下※1	旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下	20人以下※2			

※1 宿泊業・娯楽業は20人以下
※2 個人の場合は5人以下

【中小企業団体等】

- ・中小企業信用保険法の要件を満たす事業協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等
- ・NPO法人

資金名		責任共有	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（ ）は据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	申込先
①金融円滑化特別資金	一般枠	対象	次の(1)～(4)のいずれかに該当する者 (1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して3％以上減少している者 (2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（アスベスト・鳥インフルエンザ・口蹄疫） (3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4) 県活性化協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取組む者	設備 運転	1企業 5,000万円 1組合 1億円 ※融資対象者(2)については、実施要領参照	1年以上10年以内 (1年以内)	3年以内 固定 年1.90%以内 5年以内 固定 年2.10%以内 7年以内 固定 年2.20%以内 7年超 固定 年2.50%以内	年0.45～1.30%	必要に応じて 徴求	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
	セーフティネット保証対応枠	対象／対象外	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第1号から第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者		別枠 5,000万円 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分、令和8年熊本地震分） 別枠 8,000万円	1年以上10年以内 (1年以内)	○第1、2、3、6号認定者 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.30%以内 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分、令和8年熊本地震分以外） 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内 ○第4号認定者（令和7年8月大雨分、令和8年熊本地震分） 2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内 ○第5、7、8号認定者 3年以内 固定 年1.90%以内 5年以内 固定 年2.10%以内 7年以内 固定 年2.20%以内 7年超 固定 年2.50%以内	○第1、2、3、4（令和7年8月大雨分、令和8年熊本地震分以外）、6号認定者 年0.75% ○第4号認定者（令和7年8月大雨分、令和8年熊本地震分） 年0.00% ○第5、7、8号認定者 年0.62%			
	令和2年7月豪雨枠	対象外	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (2) 令和2年7月豪雨に係る中小企業等特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者		別枠 8,000万円	10年以内 (1年以内)	2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内	(1)年0.50% (2)年0.00%			
	令和7年8月大雨枠	対象	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和7年8月10日からの大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和7年8月10日からの大雨に係る被災中小企業者再建支援補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者		1企業 8,000万円 1組合 1億円	10年以内 (2年以内)	2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内	年0.00%			
	令和8年熊本地震枠	対象	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和8年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 令和8年熊本地震の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者 ② 令和8年熊本地震の影響を受け、今後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの者		1企業 8,000万円 1組合 1億円	10年以内 (2年以内)	2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内	年0.00%			
	経済情勢変動対策枠	対象	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 米国関税措置・中東情勢の変化の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者 (2) 米国関税措置・中東情勢の変化の影響を受け、今後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの者		1企業 5,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (2年以内)	3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.30%以内	年0.45～1.30%			
②小規模事業者おうえん資金		対象外	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業を除く)）以下の小規模企業者	設備	2,000万円	1年以上7年以内 (6か月以内)	3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内	年0.50～1.35% 資金使途が台湾関連ビジネスである場合 年0.30～1.15% 資金使途が令和8年熊本地震関連である場合 年0.00%	原則不要	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要	商工会議所 商工会 熊本県信用組合 産業支援財団 取扱金融機関
				運転		1年以上5年以内 (6か月以内)					
③創業者支援資金	一般枠	対象外	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する創業者であって、県内で新規に事業を開始するもの 【創業関連保証分】 (1) 以下のいずれかに該当する者 ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法第2条第32項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」という。）は6月以内） イ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（特定創業支援等を受けた者は6月以内） ウ 事業を営んでいない個人であって、個人事業を開始した日以後5年末満のもの エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年末満のもの オ 上記(1)に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合 【スタートアップ創出促進保証分】 (2) 以下のいずれかに該当する者（ただし、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては、創業資金総額の1／10以上の自己資金を有していることを要する。） ア 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（特定創業支援等を受けた者は6月以内） イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年末満のもの ウ 上記(1)(1)に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合	創業又は事業経営に必要な資金	3,500万円	1年以上10年以内 (1年以内)	3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内 7年超 固定 年1.85%以内	年0.35% 【一般枠のスタートアップ創出促進保証分】 年0.55%	不要	原則として、法人代表者 以外の連帯保証人は不要 ※一般枠のスタートアップ創出促進保証分 保証人は徴求しない	商工会議所 商工会 ※商工会議所法、商工会法に定める商工業者以外の場合は取扱金融機関でも申し込み可 【一般枠のスタートアップ創出促進保証分】 取扱金融機関
	再チャレンジ枠		事業を営んでいない個人で過去に廃業の経験※があり、県内で再び事業を開始するもので、一般枠の(1)～(5)のいずれかに該当する者 ※詳細については実施要領参照								

※創業者支援資金のうちスタートアップ創出促進保証分、小規模事業者おうえん資金（R8熊本地震関連除く）、新事業展開支援資金、事業承継者おうえん資金について、事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的）を選択する場合、上乗せとなる保証料率の2分の1に相当する額を県が補助する（R8.11.30までに保証申込受付、かつ、R8.12.31までに融資実行された分に限る）。

資金名		責任共有	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間 ()は据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	申込先
④経営革新等支援資金		対象	県が定める特定の事業に取り組む中小企業者 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が充電である設備は除く）を導入又は更新しようとする者 イ 中小企業庁の「事業再構築補助金（成長分野進出枠（GX進出類型）」）の交付決定を受けた者 (2) 経営革新計画の承認を受けた者 (3) 経営力向上計画の承認を受けた者 (4) 産業成長ビジョンに係る支援事業の採択を受けた者 (5) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者 (6) くまもと産業支援財団から株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者 (7) 先端設備等導入計画の認定を受けた者 (8) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 (9) 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者 (10) 農工商等連携事業計画の認定を受けた者 (11) フードハレー構想に沿った事業を行う者で、要領に定める要件に該当する者 (12) 海外でビジネス展開を図ろうとする者 (13) 建設業者の合併等に対する特例措置を受けている者 (14) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく計画を実施する者 (15) 熊本県からブライタ企業認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者 (16) 熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者 (17) 自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者 (18) 熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者 ※詳細については実施要領参照	設備	融資対象(1) 8,000万円 融資対象(2)～(18) 1企業 5,000万円 1組合 1億円	(1) 10年以内 (1年以内) (2)(3)(10) 【設備】1年以上7年以内 (1年以内) 【運転】1年以上5年以内 (1年以内) (4)～(9)、(11)～(18) 1年以上10年以内 (1年以内)	固定 年2.10%以内	(1) 年0.25～0.80% 「再エネ100宣言RE Action」に参加している場合 年0.20% (4)～(7)、(9)、(11)～(18) 年0.25～1.70% (2)(3)(10) 年0.77% (8) 年0.72% ※県補助後	必要に応じて徴求	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑤新事業展開支援資金		対象	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後1年未満の者 (2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年未満の者 (3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後1年未満の者	設備	1企業 5,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (1年以内)	7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.20%以内	年0.45～1.90%	必要に応じて徴求	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
				運転	1企業 2,500万円 1組合 5,000万円						
⑥中小企業短期資金			季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者	運転	平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額	1年以内	固定 年2.00%以内	金融機関の判断で保証付きとする場合、保証協会所定の保証料が必要	金融機関の定めによる	金融機関の定めによる	取扱金融機関
⑦事業承継者おうえん資金		対象	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 (2) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者 ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者 ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者 ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした者 ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者 ⑥ その他諸費用が生じた者 (3) 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ⑤ 専門家（中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者）の確認を受けていること	設備 運転	5,000万円	1年以上10年以内 (1年以内)	7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.00%以内	(1)、(2) 年0.45～0.50% (3) 年0.20～0.25% ※県補助後	必要に応じて徴求	(1)(2) 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要 (3) 徴求しない	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 (3)については、与信取引のある金融機関
⑧経営改善資金		対象／対象外	産業競争力強化法第53条第1項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに規定される計画※に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行と進捗の報告を行う者 ※詳細は実施要領参照	設備 運転	8,000万円	15年以内 (3年以内)	3年以内 固定 年1.60%以内 5年以内 固定 年1.75%以内 7年以内 固定 年1.90%以内 7年超 固定 年2.10%以内	年0.40%	必要に応じて徴求	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
⑨台湾関連ビジネス拡大支援資金	一般枠	対象	台湾に関連する事業に取り組む者	設備 運転	8,000万円	1年以上10年以内 (1年以内)	固定 年2.10%以内	年0.35～1.80%	必要に応じて徴求	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 取扱金融機関
	海外投資枠	対象	台湾に関連する事業に取り組む者であって、台湾への直接投資の事業に要する資金を必要とし、資金計画を提出する者 ※ただし、県内事業所のすべてを廃止する場合を除く	台湾への直接投資の事業に資する資金	1億円	1年以上10年以内 (1年以内)	固定 年2.10%以内	年0.50%			取扱金融機関
⑩生産性向上等緊急支援資金		対象	(1) 一般分 ア 申込金融機関から本資金による融資の実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。 イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行及び進捗報告を行うこと。 (2) 費上げ等対応分 ア 前号アに該当する者で、次の①及び②の要件を満たす者 ① 事業場内の1人当たり給与等支給額（給与、賞与、労務費に限る）を最近の決算期と比較して3.0%以上引き上げることが実施又は実施予定であること ② 生産性向上、コスト削減等の具体的計画を有すること。 イ 前号イに該当する者で、上記①及び②の要件を満たす者	設備 運転	1企業 8,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	7年以内 固定 年2.10%以内 7年超 固定 年2.25%以内	(1)ア 年0.30～1.27% (1)イ 年0.34～1.43% (2)ア 年0.15～0.64% (2)イ 年0.17～0.72%	必要に応じて徴求	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関
⑪経営力向上等緊急支援資金		モニタリング強化型	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している者 ※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限り	設備 運転	1企業 8,000万円 1組合 1億円	1年以上10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.15%以内	年0.23～0.95%	必要に応じて徴求	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要	取扱金融機関

※創業者支援資金のうちスタートアップ創出促進保証分、小規模事業者おうえん資金（R8熊本地震関連除く）、新事業展開支援資金、事業承継者おうえん資金について、事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的）を選択する場合、上乗せとなる保証料率の2分の1に相当する額を県が補助する（R8.11.30までに保証申込受付、かつ、R8.12.31までに融資実行された分に限り）。

融資に関する相談先（申込先）

相談先（申込先）	郵便番号	住 所	電話番号	相談先（申込先）	郵便番号	住 所	電話番号
熊本商工会議所	〒860-8547	熊本市中央区横紺屋町10	096-354-6688	小国町商工会	〒869-2501	阿蘇郡小国町宮原1754-14	0967-46-3621
八代商工会議所	〒866-0862	八代市松江城町6-6	0965-32-6191	産山村商工会	〒869-2703	阿蘇郡産山村大字山鹿2230-1	0967-25-2811
人吉商工会議所	〒868-0037	人吉市南泉田町3-3	0966-22-3101	高森町商工会	〒869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1614-3	0967-62-0274
荒尾商工会議所	〒864-0054	荒尾市大正町1-4-5	0968-62-1211	南阿蘇村商工会	〒869-1503	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1488-1	0967-62-9435
水俣商工会議所	〒867-0042	水俣市大園町1-11-5	0966-63-2128	（長陽・久木野支所）	〒869-1411	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3574	0967-67-0095
玉名商工会議所	〒865-0025	玉名市高瀬290-1	0968-72-3106	西原村商工会	〒861-2402	阿蘇郡西原村大字小森3166-3	096-279-2295
本渡商工会議所	〒863-0022	天草市栄町1-25	0969-23-2001	御船町商工会	〒861-3207	上益城郡御船町大字御船923	096-282-0322
山鹿商工会議所	〒861-0501	山鹿市山鹿1 温泉プラザ山鹿3階	0968-43-4111	嘉島町商工会	〒861-3106	上益城郡嘉島町大字上島929	096-237-0734
牛深商工会議所	〒863-1901	天草市牛深町215-1	0969-73-3141	益城町商工会	〒861-2241	上益城郡益城町宮園715-1	096-286-2551
熊本市託麻商工会	〒861-8038	熊本市東区長嶺東7-9-8	096-380-0014	甲佐町商工会	〒861-4607	上益城郡甲佐町豊内719-2	096-234-0272
熊本市北部商工会	〒861-5521	熊本市北区鹿子木町151-1	096-245-0127	山都町商工会	〒861-3513	上益城郡山都町下市33	0967-72-0186
熊本市河内商工会	〒861-5347	熊本市西区河内町船津2104-4	096-276-0342	（清和支所）	〒861-3811	上益城郡山都町大平352-1	0967-82-2017
熊本市飽田商工会	〒861-5262	熊本市南区浜口町124	096-227-0852	（蘇陽支所）	〒861-3901	上益城郡山都町馬見原118-3	0967-83-0037
熊本市天明商工会	〒861-4125	熊本市南区奥古閑町1906-1	096-223-2022	八代市商工会	〒869-4202	八代市鏡町内田460-3	0965-52-8111
熊本市富合商工会	〒861-4151	熊本市南区富合町清藤9-2	096-358-2521	（鏡支所）	〒869-4202	八代市鏡町内田460-3	0965-52-0600
熊本市城南商工会	〒861-4202	熊本市南区城南町宮地1080-1	0964-28-2317	（泉支所）	〒869-4401	八代市泉町柿迫3188-2	0965-67-2130
熊本市植木町商工会	〒861-0132	熊本市北区植木町滴水441-7	096-272-0236	（東陽支所）	〒869-4301	八代市東陽町南1058-1	0965-65-2820
宇土市商工会	〒869-0433	宇土市新小路町139	0964-22-5555	（千丁支所）	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1458	0965-46-1374
宇城市商工会	〒869-0552	宇城市不知火町高良2477-1	0964-42-8111	（坂本支所）	〒869-6115	八代市坂本町荒瀬1432	0965-45-3381
（三角支所）	〒869-3207	宇城市三角町三角浦1160-86	0964-52-2530	水川町商工会	〒869-4608	八代郡水川町宮原栄久100番地2	0965-62-2021
（不知火支所）	〒869-0552	宇城市不知火町高良2477-1	0964-32-0843	芦北町商工会	〒869-5461	葦北郡芦北町大字芦北2060-7	0966-82-2548
（松橋支所）	〒869-0502	宇城市松橋町松橋562	0964-32-0812	（田浦支所）	〒869-5303	葦北郡芦北町小田浦1362	0966-87-0157
（小川支所）	〒869-0624	宇城市小川町江頭112-1	0964-43-0452	津奈木町商工会	〒869-5603	葦北郡津奈木町大字岩城2113-2	0966-78-3580
（豊野支所）	〒869-4301	宇城市豊野町糸石3570-1	0964-45-2694	錦町商工会	〒868-0302	球磨郡錦町大字一武1587-1	0966-38-0009
美里町商工会	〒861-4721	下益城郡美里町土喰153	0964-47-0336	あさぎり町商工会	〒868-0408	球磨郡あさぎり町免田東1736-1	0966-45-0969
（中央支所）	〒861-4402	下益城郡美里町堅志田44-1	0964-46-2314	多良木町商工会	〒868-0501	球磨郡多良木町大字多良木1610-1	0966-42-2525
玉名市商工会	〒869-0203	玉名市岱明町浜田105	0968-57-0323	湯前町商工会	〒868-0606	球磨郡湯前町1826-1	0966-43-3333
（天水横島支所）	〒861-5402	玉名市天水町立花1591-4	0968-82-2409	水上村商工会	〒868-0701	球磨郡水上村岩野158-2	0966-44-0073
		（横島地区）	0968-82-3000	相良村商工会	〒868-0094	球磨郡相良村大字深水2107-2	0966-35-0504
玉東町商工会	〒869-0305	玉名郡玉東町上木葉398-1	0968-85-2174	五木村商工会	〒868-0201	球磨郡五木村甲2672-39	0966-37-2321
南関町商工会	〒861-0803	玉名郡南関町大字関町1500-1	0968-53-0120	山江村商工会	〒868-0092	球磨郡山江村大字山田甲1325-1	0966-24-9326
長洲町商工会	〒869-0123	玉名郡長洲町大字長洲1904-1	0968-78-0410	球磨村商工会	〒869-6401	球磨郡球磨村大字一勝地甲77-3	0966-32-1000
和水町商工会	〒865-0135	玉名郡和水町瀬川3613-1	0968-86-2127	上天草市商工会	〒861-6102	上天草市松島町合津4276-825	0969-56-0244
（三加和支所）	〒861-0913	玉名郡和水町板橋70	0968-34-2051	（大矢野支所）	〒869-3602	上天草市大矢野町上1559-4	0964-56-0244
山鹿市商工会	〒861-0331	山鹿市鹿本町来民1234	0968-46-2141	（松島支所）	〒861-6102	上天草市松島町合津4276-825	0969-56-0244
（鹿北支所）	〒861-0601	山鹿市鹿北町四丁1787	0968-32-2068	（姫戸支所）	〒866-0101	上天草市姫戸町姫浦909	0969-58-2166
菊池市商工会	〒861-1331	菊池市大字隈府780-1	0968-25-1131	（龍ヶ岳支所）	〒866-0202	上天草市龍ヶ岳町高戸2942-2	0969-62-1151
（七城支所）	〒861-1351	菊池市七城町砂田1451-11	0968-25-1669	天草市商工会	〒863-0003	天草市本渡町本渡2547-2	0969-23-2020
（泗水支所）	〒861-1205	菊池市泗水町福本947	0968-38-2708	（有明支所）	〒861-7201	天草市有明町赤崎2010-5	0969-53-0056
（旭志支所）	〒869-1205	菊池市旭志川辺1884-1	0968-37-2094	（御所浦支所）	〒866-0313	天草市御所浦町御所浦3510-11	0969-67-3059
合志市商工会	〒861-1104	合志市御代志1661-1ルー一口合志101	096-242-0733	（倉岳・櫛本支所）	〒861-6403	天草市倉岳町宮田2762-7	0969-64-3364
大津町商工会	〒869-1233	菊池郡大津町大字大津1232-2	096-293-3421	（新和支所）	〒863-0101	天草市新和町小宮地4566-2	0969-46-2096
菊陽町商工会	〒869-1103	菊池郡菊陽町大字久保田2816	096-232-2757	（五和支所）	〒863-2421	天草市五和町二江3150-7	0969-33-0276
阿蘇市商工会	〒869-2301	阿蘇市内牧字仲町216-2	0967-32-0200	（天草支所）	〒863-2805	天草市天草町高浜北897-1	0969-42-0154
（一の宮支所）	〒869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2020-1	0957-22-0789	（河浦支所）	〒863-1202	天草市河浦町河浦4990	0969-76-0132
（波野支所）	〒869-2804	阿蘇市波野滝水303-9	0967-24-2811	葦北町商工会	〒863-2502	天草郡葦北町上津深江4535-2	0969-37-1244
南小国町商工会	〒869-2401	阿蘇郡南小国町大字赤馬場1900-1	0967-42-0142	熊本県中小企業団体中央会	〒860-0801	熊本市中央区安政町3番13号	096-325-3255

信用保証に関するお問合せ先：熊本県信用保証協会

□本 所 〒860-8551 熊本市中央区南熊本4丁目1番1号 TEL 096-375-2000(代)

□八代支所 〒866-0842 八代市若草町10 番地6 TEL 0965-33-2579

□天草支所 〒863-0012 天草市今釜新町3561 番地 TEL 0969-23-2015